

# 一般財団法人國學院大學院友会

## 國學院大學院友会館利用規則

平成二十三年十二月十九日制定

### (目的)

第一条 本規則は、國學院大學院友会館（以下「本会館」という。）の運営に関し、必要な事項を定め、円滑かつ適正に本会館が利用されることを目的とする。

### (利用許可)

- 第二条 本会館の利用は、本会が適当と認めたものに許可する。
- 2 本会は、次の各号に該当する場合は、利用を認めない。
- 一 公の秩序及び風紀を乱す恐れがあるとき。
  - 二 施設や付帯設備、及び備品類を損傷や滅失及び汚損する恐れがあるとき。
  - 三 営利目的が著しいとき。
  - 四 他の利用者や近隣に迷惑を及ぼす恐れがあるとき。
  - 五 東京都暴力団排除条例に違反の恐れがあるとき。
  - 六 その他、運営上、本会の方針に沿わないとき。
- 3 利用の予約は、使用日の六カ月前から先着順で受け付ける。ただし、利用の目的により本会が適当と認めた時は、それ以前の受け付けも行う。

### (利用時間)

第三条 本会館の利用時間は、原則として午前九時から午後九時までとする。ただし、本会が必要と認める場合はこの限りではない。

### (休館日)

第四条 本会館の休館日は、原則としてその都度定められる年末年始とする。

2 前項の規則に関わらず、臨時に休館する際は、その都度掲示により広報を行うものとする。

### (利用料金)

第五条 本会館の利用料金は、別に定めるところによる。

2 本会は、利用終了後速やかに利用料金の明細書または請求書を発行し、その請求を行うものとする。

3 本会館利用者は、明細書または請求書に基づき、利用料金及びそれにより生じる消費税を速やかに支払うものとする。

- 4 本会館を、公益に資するため、また学生の教育活動の一環に関するものとして利用する際の利用料金は別に定め、正規料金との差額を総務部長の判断により本会が補助する。
- 5 特例措置を要する場合は、常務理事の決裁による。

(利用取消)

- 第六条** 本会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用を取り消すことができる。
- 一 利用目的が、第二条第二項各号に該当することが判明した場合。(利用の当日も含む)
  - 二 その他、本会の運営上、特に必要な取消事項が発生したとき。

(遵守事項)

- 第七条** 本会館を利用する者は、次に掲げる各号の事項について遵守しなければならない。
- 一 本会館の施設や付帯設備及び備品類は、利用者が注意をもって使用しなければならない。利用者の故意、または著しい過失によってこれらを損傷・滅失または汚損させたときは、本会はそれらによって生じた損害を請求することができる。
  - 二 本会館の付帯設備及び備品類は、許可無く移動してはならない。許可を得て移動した場合は、事後速やかに原状に回復しなければならない。

(免責)

- 第八条** 本会館を利用中、または敷地内に滞在中に発生した災害・事故・事件に関しては、本会はその責任を一切負わないものとする。

(改廃)

- 第九条** この規則の改廃は、会長の決裁を得るものとする。

附 則

この規則は、平成二十四年一月一日から施行する。  
平成二十六年四月一日一部改正。